

○行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則

平成20年6月30日規則第69号

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長又はその補助機関が処分をする場合に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条第3項若しくは第82条第1項又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項若しくは第2項の規定により当該処分の相手方に対して行う教示の文について、その標準を定めるものとする。

(標準文例)

第2条 前条に規定する教示の文の標準文例は、別記のとおりとする。

2 前項の標準文例は、処分の形式又は内容に応じて、必要な修正を行うものとする。

(本市の規則に規定している様式の特例)

第3条 本市の規則に規定している様式のうち教示文を規定するものの取扱いについては、その規定にかかわらず、前条に規定する標準文例を当該様式に用い、又は別紙に記載したものを当該様式に添付することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 処分に係る教示

- 1 処分に対して審査請求及び取消訴訟の提起のいずれも認められている場合（行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項（同項第3号を除く。）関係）

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大和市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 2 審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合（行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項第3号関係）

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大和市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があ

るとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合（行政事件訴訟法第46条第2項関係）

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大和市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決に対してのみ取消しの訴えを、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第2 審査請求に対する裁決に係る教示

1 裁決に対する再審査請求をすることができない場合（行政事件訴訟法第46条第1項（同項第3号を除く。）関係）

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大和市を被告として(訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 裁決に対する再審査請求をすることができる場合(行政不服審査法第50条第3項及び行政事件訴訟法第46条第1項(同項第3号を除く。))関係)

教示

1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、神奈川県知事に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大和市を被告として(訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大和市を被告として(訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。